

第3次長崎市男女共同参画計画前期行動計画進捗状況（施策の方向に沿って取り組む内容）

推進目標Ⅰ男女がお互いを理解し、尊重し合う意識づくり

主要課題1 男女共同参画についての理解の浸透

施策の方向(1) 男女共同参画に関する情報発信

方 針						
【令和7年度の事業実施状況】						
ア このまま継続、推進する イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 ウ その他（ ） ※イの場合は具体的に内容を記述、他の課題がある場合や事業の終了又は大幅に変更した場合は「ウ」とし、具体的内容や事情などを記述						
取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の実施に対する所管課コメント（成果及び問題点とその要因）	方針
1	男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる慣行、社会制度等の情報収集及び提供	市民 関係機関	人権男女共同参画室	○情報紙（長崎市男女共同参画推進特集号）の発行 発行部数：147,000部 ○男女共同参画推進センターでの情報提供 ・アマランス通信の発行（4回） ・「ジェンダーギャップ指数2025」順位速報値の新聞記事の掲示 ・「国際社会に大きく遅れる日本のジェンダー平等GGGI2025」（製作：BPW長崎クラブ）の掲示 ・「せんだい男女共同参画財団作成のポスター「ジェンダー不平等はどうつくられる？」の掲示 内閣府作成のポスター「女性の政治参画マップ2025」の掲示 ・3/8の「国際女性デー」にちなみ、純心女子校生のメッセージをミモザの花に型取り掲示	【成果・効果】 ・広報ながさき3月号の折り込みとして男女共同参画推進特集号を配布したことで、幅広く市民への啓発を行うことができた。 ・男女共同参画推進センターにおいて、アマランス通信の発行や男女共同参画社会の形成に関する情報を掲示することにより、男女共同参画の現状と問題点を具体的に分かりやすく提供することができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する 今後も多くの市民へ啓発活動を行うとともに、分かりやすい情報発信の工夫を行う。
2	男女共同参画に関する図書の貸出し及び情報発信	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターでの図書の貸出 蔵書冊数：7,000冊 貸出利用者数：1,911人 ○男女共同参画に関する新着図書の紹介を行った。 ○10/11の「国際ガールズデー」にちなみ、関連記事や図書の紹介を行った。 ○11/19の「国際男性デー」にちなみ、関連記事や図書の紹介を行った。	【成果・効果】 ・フェイスブックやInstagramを活用し男女共同参画に関する情報を発信し、貸出者数が年々増加している。図書情報室を広く市民に開放し、男女共同参画に関する図書の閲覧や学習の場として提供することができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
3	男女共同参画に関する国際情報の収集及び提供	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画の視点に沿った国際理解を深めるために、長崎市国際交流員による講座を行った。 ○ジェンダーギャップ指数についての掲示及びアマランス通信での情報発信を行った。	【成果・効果】 ・アメリカの文化やスポーツ、学校、男女共同参画などについて親子で学ぶ講座を開催することで男女共同参画に関する国際情報の提供ができた。 ・ジェンダーギャップ指数について、日本の現状を紹介することで問題提起することができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
4	男女共同参画に関する調査研究の実施	市民 事業者	人権男女共同参画室	○市役所職員を対象とした職員意識調査を実施し、第3次長崎市男女共同参画計画前期行動計画（令和4～7年度）に基づく現在の取り組みに対する職員の理解等を把握・分析した。 回答者数：1,107人/3,319人（依頼数） 回収率：33.4% 調査時期：令和7年4月21日～5月15日	【成果・効果】 ・調査結果を把握・分析し、今後の施策への反映や後期行動計画策定のための資料とすることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する

施策の方向(2) 男女共同参画の意識を高める機会の提供

取組 番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の実施に対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
5	男女共同参画推進センターが主催する講座の実施	市民 関係機関	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センター主催講座を133回実施し、11,186人が受講した。 (内訳) 男女共同参画講座:36回 派遣講座:92回 地域講座:2回 市民企画講座:3回 参加者のうち男女共同参画について理解が深まった人の割合:94.4%	【成果・効果】 ・令和6年度の講座開催回数130回を上回る133回の開催実績となり、多くの市民へ男女共同参画に関する学習の場を提供することができた。 ・男女共同参画について理解が深まった人の割合が令和6年度の94.0%から94.4%に高まり、男女共同参画についての意識の醸成を図ることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
6	広く市民に啓発する機会を提供するアマランスフェスタの開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画社会の実現を目指し、幅広い層への意識の醸成と啓発を図ることを目的にアマランスフェスタを開催した。 10/4(土) 基調講演 ※講師の体調不良により中止 講師:笠井 信輔氏 演題:足し算で生きる～震災取材・男女共同参画と人権～ 10/5(日) 各種講座の実施 参加者数:834名(うち男性:147名)	【成果・効果】 ・基調講演が講師の体調不良により中止となったが、各種講座等には834人の参加があり、多くの市民の男女共同参画に関する意識の醸成を図ることができた。 【問題点とその要因】 ・あらゆる世代の方へ参加していただけるようバザーやマルシェの開催など集客に向けた様々な取組みを行っているが、若者の関心をなかなか得ることができなかったことなどから、講座への若年層の参加が少なかった。	ア このまま継続、推進する 指定管理者とも連携し、若者が興味を持つような内容の検討及び講師選定を行うとともに、SNSを積極的に活用した広報活動を行い、学校、事業所、市民活動団体等にも周知を依頼するなど、より一層連携を深めることで、若年層をはじめとした参加者の増加に努める。

主要課題2 男女共同参画の意識を高める教育・学習の推進						
施策の方向(3) 教育の場における男女平等意識の醸成						
取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の実施に対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
7	人権教育研修における教職員の男女平等教育を踏まえた全体研修の開催	市立幼・小・中・高等学校教職員	学校教育課	○第42回長崎市中・高等学校人権教育研究大会に384名の教職員が参加し、記念講演や分科会を通じて、人権教育を推進した。	【成果・効果】 ・多くの教職員、特に若い教職員に人権教育について研修を行うため、令和6年度より長崎市中・高等学校人権教育研究大会を初任者研修に位置づけしており、参加者は正しい知識を持つことの重要性について認識を改めることができた。 【問題点とその要因】 ・研修を受講する教職員が固定化しないよう、幅広い参加が求められる。	ア このまま継続、推進する 校長会、長崎市中・高等学校人権教育研究会、長崎市教育委員会で、どのようなニーズがあるのか協議し、教職員の幅広い参加を促していく。
8	性別にとらわれない正しい職業観の醸成のための職業講話の実施	小・中学生	学校教育課	○各教科をはじめとして、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の中で、キャリア教育を含む人権教育を実施した。 職業観を醸成するための職業講話 実施小中学校 76校 延べ講師数 359人	【成果・効果】 ・職業講話の重要性は各学校において高まっており、キャリア教育の観点からも、正しい職業観を育成しようとする取組を行うことができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
9	児童生徒の多様な進路選択のための支援	小・中学生	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、中高生を対象に派遣講座「ジェンダー平等について」、「アンコンシャスバイアストレーニング」を開催し、固定的性別役割分担意識を取り払った自分らしい生き方や多様な進路選択等について講演を行った。 講座開催数:3回	【成果・効果】 ・固定的性別役割分担意識を取り払った自分らしい生き方や多様な進路選択を考える機会を提供できた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する 引き続き講座の開催にあたり、教育委員会、学校等の関係機関とも一層連携し、広く周知を行う。
10	保育所、認定こども園、学校、PTAへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	児童、生徒、PTA、学校関係者等	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターの派遣講座として、学校等への男女共同参画に関する講座を合計75回実施した。 (内訳) デートDV防止授業 25回 性についての学習会 28回 LGBTQとハラスメント防止 8回 その他のテーマ 14回	【成果・効果】 ・講座を75回開催し、児童、生徒、PTA、学校関係者等に対して、男女共同参画についての学習の場を提供することができ、こどもの頃からの男女平等意識の形成や性別にとらわれない将来を見通した自己形成が行えるような教育・学習の推進に寄与した。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する 派遣講座の周知については、引き続き、教育委員会、学校、NPO法人等の関係機関と連携して行う。
11	男女共同参画の視点を踏まえたPTA研修会の開催	PTA	生涯学習企画課	○PTA広報委員研修 講座回数 2回 参加者 60名 ○PTA校外指導委員研修 講座回数 2回 参加者 60名 ○PTA学級委員研修 講座回数 2回 参加者 68名	【成果】 ・それぞれの研修会において、ワークショップなどで活発な意見交換ができたことで、男女共同参画意識が浸透した結果、毎年一定数の男性の参加者も見られている。 【問題点とその要因】 ・研修に参加する役員は女性の割合が多い。	ア このまま継続、推進する 理解あるPTA活動のためにも、引き続き男女共同参画の視点を踏まえて研修会を開催する。

施策の方向(4) 男女共同参画社会をめざした市民の学びの場の充実

取組 番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の実施に対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
12	各種団体やグループへの男女共同参画に関する派遣講座の実施	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、各種団体やグループからの依頼を受け、派遣講座を17回開催した。 (内訳) 性についての学習会 : 3回 その他 : 14回 (「アンコンシャスバイアスについて」、「職場のハラスメント対策」等)	【成果・効果】 ・各種団体やグループの要望に基づいたテーマで男女共同参画に関する派遣講座を行い、意識の醸成を図ることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
13	男女共同参画推進センター主催の講座・講演会等における一時保育の実施	市民	人権男女共同参画室	○希望があったすべての講座で一時保育を実施した。	【成果・効果】 ・未就学児を持つ方も参加できる体制を整えることで、学びの場の充実を図ることができ、若年層の男女共同参画の意識の醸成に寄与した。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
14	公民館の子育て支援講座における一時保育の実施	市民	生涯学習企画課	○夏休み子ども講座(親子参加)での一時保育の実施(中央公民館) ・講座回数 3回 ・受講者数 延べ82人 一時保育利用世帯数:延べ4世帯 ○春秋の公民館講座(主催講座)「ママのほっとタイム」での一時保育の実施(東公民館) ・講座回数 6回 ・受講者数 延べ55人 一時保育利用世帯数:延べ40世帯	【成果・効果】 ・育児中の母親が孤立することなく子どもと一緒に楽しめる場を提供できた。 ・託児によって就学児と講座に集中してもらうことができた。 ・育児中の母親に一息ついてリフレッシュする時間を提供した。 【問題点とその要因】 ・情報がいきわたらず、利用したくてもできない人がいた。 ・必要な人に必要な情報が伝わるよう、周知方法を検討していく必要がある。 ・急な体調不良等による欠席への対応(一時保育ボランティアとの連絡調整)	ア このまま継続、推進する

主要課題3 互いの性の尊重と健康を守る意識の浸透						
施策の方向(5) 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の啓発						
取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の実施に対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
15	互いの性を尊重し、生殖に関する健康と権利を守るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、主催講座や派遣講座などを37回開催した。 ・男女共同参画講座 4回 (「ミモザデーに考える！女性のカラダケア」、「親子で学ぶ！やさしい性教育」等) ・市民企画講座 1回 (「おうちではじめる性教育」) ・性についての学習会 31回 ・派遣講座(一般) 1回 (「男女の健康と働きやすい職場」)	【成果・効果】 ・小学生から高齢者まで幅広い年齢層に性と生殖や健康に関する正しい知識を伝えることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
16	性に関する理解を深めるための家庭教育講座の開催	市民	生涯学習企画課	人権啓発研修会の実施(性に関する理解を深める内容のもの) ○中央公民館 講座回数 2回 受講者数 46人 ○南公民館 講座回数 1回 受講者数 29人 ○北公民館 講座回数 1回 受講者数 66人 ○滑石公民館 講座回数 1回 受講者数 37人	【成果・効果】 ・グループによるワークショップを行う際に場面提示をして受講者同士で考えを出し合うことにより、性に関する問題点を身近な問題として考えたり、理解を深めたりすることができた受講者が多数いた。 【問題点とその要因】 ・受講者数を一定数確保するとともに、受講する人の年齢層を広げることができるよう、講座開催の日時や周知方法を検討していく必要がある。	ア このまま継続、推進する
17	学校教育における性教育の充実のため、外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施	小・中学生	学校教育課	○令和3年度から長崎県で取り組まれている長崎県学校保健専門医等派遣事業を積極的に活用するよう各学校に周知した。 事業活用校:10校 ○アマルンス派遣講座の活用について人権男女共同参画室と連携を図りながら、学校に周知した。 派遣講座活用件数:39件 ○令和7年度から長崎市内全中学校を対象に長崎市包括的性教育推進事業を開始し、外部講師を派遣できるようにした。	【成果】 ・長崎県学校保健専門医等派遣事業の活用については、令和3年度から計画的に進めることができた。 ・外部講師の活用については、長崎県の派遣事業やアマルンスの派遣講座の活用以外に、長崎市の包括的性教育推進事業の活用も増え、令和7年度においては、小学校で26.9%、中学校で97.3%で、全体で51.9%の活用率となり、目標値37.0%より14.9ポイント増となり、学校の意識も高まっている。 【問題点】 性に関する教育はほとんどの学校で実施しているが、小学校における外部講師の活用は少ない。 【要因】 中学校では、県や市の事業を活用しながら外部講師を派遣して性教育の充実を図っている学校が多いが、小学校では担任や養護教諭を中心に保健の授業で取り組んでいる学校が多く、また小学校が活用できる性教育に関する事業が少ない。	ア このまま継続、推進する 長崎県学校保健専門医等派遣事業及びアマルンス派遣講座、そして長崎市包括的性教育推進事業を積極的に活用するよう各学校に周知する。令和8年度からアマルンスの性に関する派遣講座は中学校ではなく小学校のみが活用できるようにしている。 年度末に調査を実施し、実態把握を行うとともに、各学校の次年度実施へ向けての意識付けとする。
18	エイズや性感染症など性に関する正しい知識の普及・予防啓発のための学校への講師派遣	市民(主に中・高・大学生)	感染症対策室	○令和5年度以降講師派遣の依頼なし。 ○令和7年度は、長崎大学の学園祭にてHIV即日検査を実施(受検者5名)。事前に長崎市HPやLINE、学園祭実行委員会のInstagram等のSMSも活用し周知を行った。学園祭当日は検査実施場所周辺へのポスターならびに案内のぼりの掲示を行い、職員にて検査案内のQRコードを記載したビブスを着用し、検査の呼びかけを行った。 ○また、性感染症に関する知識普及の一環として、市のSNSを活用した検査日時の周知、HIV検査普及週間と世界エイズデーにあわせて、市内の高校や専門学校、大学等へ、検査周知と啓発パンフレットの配布を実施した。 ○さらには、市民がより受けやすい検査体制の整備として、以前から実施していた夜間梅毒検査時に、梅毒以外のHIVやクラミジア、B型C型肝炎検査も実施できるよう、R7年度より検査項目を追加した。	【成果・効果】 ・学校を含む関係機関100箇所へパンフレットやポスター、検査案内チラシの配布や、市のSNSを用いた検査日程の周知を行い、検査を含めた予防知識の普及啓発を図った。また夜間検査時の検査項目追加など、市民が受けやすい検査体制を整備し、検査機会の確保に努めた。 【問題点とその要因】 ・コロナ禍以後、それまで講座を開催していた学校からの依頼が途切れたままであるため、学校を通じての情報提供や、SNSのさらなる活用等、若い世代への啓発の方法を検討していく必要がある。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要
19	臨床心理士による心の健康相談	市民	人権男女共同参画室	【確認中】 ○アマルンス相談において、臨床心理士による心の健康相談を実施した。 実施回数:24回 相談件数:34件(性に関する相談:1件)	【成果・効果】 ・臨床心理士による相談体制を整えていることで、相談したい人が気軽に相談できている。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する

施策の方向(6) 妊娠、出産期における健康管理への支援						
取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度 of 取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
20	妊娠・出産期の健康診査、保健指導の実施と相談への対応	妊産婦	子育てサポート課	○妊娠期の異常を発見して治療につなぎ、安全な出産を迎えられるよう、妊婦一般健康診査(14回)と産後うつ予防のため産後2週間と1か月に行う産婦健康診査(2回)を医療機関に委託して実施し、支援が必要な妊産婦に対し、電話や訪問等により支援を行った。 ○また、初回産科受診料の助成及び多胎妊婦の追加健診(最大5回)を実施した。	【成果・効果】 ・受診率は、妊婦健診91.2%(11回目まで)、産婦健診96.1%と高い水準を維持しており、適切な妊婦健康診査の受診につながった。 ・支援が必要な妊産婦については、産科医療機関等と情報共有を行い、連携しながら支援につなぐことができた。 ・また、初回産科受診料の助成や多胎妊婦に対する追加健診の実施により、さらに妊婦の負担軽減につながった。 【問題点とその要因】 ・妊婦健診の受診率が低下(R6:93.9%)しているが、令和7年度に制度化された妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援により、従来妊娠の届出をすることなく人工妊娠中絶等を行っていたケースを把握し、母子健康手帳を交付することができるようになったことが影響している可能性もあるため、引き続き注視していく必要がある。 ・なお、人工妊娠中絶等の対象者については、助産師等の専門職が全員と面談し、必要な相談支援を実施している。	ア このまま継続、推進する 引き続き妊娠届出時の説明等、受診勧奨を行う。
21	両親学級の開催	妊婦とその配偶者	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課	○妊婦とそのパートナー(配偶者を含む)を対象に両親学級を実施し、妊娠中の生活や栄養、出産に向けての準備や育児、パートナーの役割について講話と体験を行った。 実施回数:22回	【成果・効果】 ・妊娠期や出産後の生活に関する知識の習得及び沐浴体験や妊婦体験など、実践をとおして出産前後に必要な技術を体験する良い機会となっている。また、参加者同士の交流の場となっており、パートナーと一緒に参加することで、参加者の満足度は高く、パートナーの育児参加の促進につながったと考える。内容や開催日の見直し等により参加者を多く受け入れられるような工夫を行ったほか、電子申請で予約ができるようにしたことで予約方法が統一され、参加者の利便性向上につながった。 【問題点とその要因】 ・開催数や頻度が各会場で異なっており、対象者が希望している場所や日程で受講ができないことがあった。	ア このまま継続、推進する 参加を希望しているのに、人数制限により参加できない対象者には、保健師が電話により、産婦人科で開催している教室の案内や長崎市HPでの資料案内など個別に対応するとともに、引き続き妊婦とそのパートナーへ妊娠期の情報を得られる機会が分かりやすいように周知に努める。

主要課題4 メディアにおける人権の尊重

施策の方向(7) 男女共同参画の視点に立った表現への理解促進

取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の実施に対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
22	市が発行する刊行物に関して、性に対する偏った表現を排除し、男女共同参画への意識を高めるための広報責任者研修における周知啓発	市の広報責任者	広報広聴課	○広報マインド研修を1回実施し、37人が受講した。研修では、刊行物を発行する際には、世代や性別などアクセシビリティに配慮した表現をするよう周知した。	【成果・効果】 ・市の刊行物において、性別による偏った意識や表現を排除すること等を伝え、男女共同参画などアクセシビリティに対する意識の向上に繋がった。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
23	啓発紙等によるメディア・リテラシーに関する情報の発信	市民	人権男女共同参画室	○読む人が情報を主体的に読み解くことができるよう、考えて欲しいキーワードが入った見出しとともに新聞記事を紹介した。 ・同一労働同一賃金に関する新聞記事 ・男性の育休取得率が40.5%になった新聞記事 ・最低賃金に関する新聞記事(最低賃金改定) ○「性感染症について」(製作:長崎性教育コミュニティアスター)を掲示し、長崎県の性感染症の現状や感染のメカニズムについて、Q&A形式で紹介した。	【成果・効果】 新聞記事を紹介することで、掲示された数字や記事の背景を主体的に読み解く機会を提供することができた。 【問題点とその要因】 記事を読んだ人に声をかけて感想を尋ねることは行わなかったもので、どのように読み解いたか効果を計ることができなかった。	ア このまま継続、推進する
24	行政刊行物について、固定的性別役割分担意識にとらわれているような表現の指導・改善	関係機関	人権男女共同参画室	○男女共同参画の観点から、市ホームページや庁内イントラネットに掲載されているチラシ等を確認した。令和7年度は、改善を促すものはなかった。	【成果・効果】 実績なし 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する 今後も市ホームページや庁内イントラネットの掲示板掲載の各課のチラシや冊子等を適宜確認し、必要に応じて指導・助言等を行っていく。

施策の方向(8) メディア環境における有害環境浄化への取組

取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
25	社会環境実態調査の実施(コンビニ、カラオケボックス、レンタル店等)	事業者	こども相談センター (こどもみらい課)	○令和7年度は市内にあるコンビニエンスストア32店舗、書籍店2店舗、携帯電話販売店5店舗、深夜興行等8店舗、有害がん具類販売店11店舗、合計58店舗を調査対象として実施。調査を通して、青少年の健全育成と環境作りについて啓発と理解・協力をお願いした。 調査回数:58回	【成果・効果】 ・市内各事業所における有害図書類や有害がん具類、携帯電話等の販売の実態を確認するとともに、青少年の様子等について聴き取り調査を行うことで、青少年非行防止・健全育成に係る目的と趣旨を周知し、協力を依頼することができた。 【問題点とその要因】 ・青少年非行の傾向が変容し、インターネットやSNSに関連する問題行動が増加傾向にあり、「見えない化」されてきている。そのため、店舗や施設等の街頭における青少年非行等の問題は減少しており、以前に比べ大きな効果が見込めなくなっている。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 ・警察や医療等の専門的分野の関係者及び青少年健全育成に係る関連団体と引き続き情報共有を図りながら、近年の青少年問題の実情や構造等を踏まえた調査対象団体を検討し、当該団体への啓発と理解・協力をお願いする。
26	白ポストによる有害図書類の回収	市民	こども相談センター (こどもみらい課)	○有害図書回収白ポストに投入された有害図書類(成人雑誌、コミック本、DVD等)を定期的(年4回)に回収し、結果を記録し、廃棄処分した。また取り組みの見直しを行い、令和7年度において全ての白ポストを閉鎖、撤去した。R8年度以降の白ポストによる有害図書類の回収活動は行わない。 R7回収 点数:115点 箇所:2箇所	【成果・効果】 ・有害図書類やDVDなどを回収し、廃棄することで、青少年を取り巻く環境の浄化に貢献できた。 【問題点とその要因】 ・ネット環境の普及などにより子どもたちが性的興味を満たす手段として、有害図書類が占める割合は減少している。 ・白ポスト内に目的とは異なるゴミやタバコの吸殻等の投棄が多い。	ウ その他(事業の廃止) これまで、回収点数は年々減少傾向にあり、取り組み自体の効果を考えると白ポストによる有害図書類の回収は一定の役割を終えたものと考え、令和7年度において市内すべての白ポストを閉鎖し、撤去を行った。
27	有害サイトから青少年を守るため、フィルタリング活用の周知・啓発	PTA	生涯学習企画課	○長崎市立小・中学校にリーフレット「長崎っ子の約束」を配布した。 ○PTAメディア研修会を2回実施し、小中学校の保護者が32人参加した。 ○メディアに関するファミリープログラムを2回実施し、依頼先学校の保護者や児童、教職員が202人参加した。	【成果】 ・メディアに関する親子でのルール作りに役立った。 【問題点とその要因】 ・学校におけるファミリープログラムを用いた研修の実施について、学校行事やPTA活動の精選により優先度が低下したことで、ファミリープログラムの実施回数が年々減少してきている。	ア このまま継続、推進する メディアリテラシーの大切さを再認識してもらうよう、周知の方法についても工夫をしていきたい。

推進目標Ⅱ あらゆる分野において男女が共同参画できる社会づくり

主要課題5 政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大

施策の方向(9) 女性の積極的な登用の促進

取組 番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の実績値(成果及び問題点とその要因)	方針
28	市が設置する審議会等の委員への女性の参画促進	関係団体等	市関係課 行政体制整備室	○長崎市附属機関の設置等に関する基準において「委員の選任に当たっては、男女の比率が一方に偏らないよう努めること」と規定し、関係所属に対して片方の性の委員の比率が40%未満にならないように配慮させることとしている。 ・市の審議会等への女性委員の登用率:22.9%	【問題点とその要因】 ・あて職となっている職位や専門家の男女比に偏りがある場合も多く、女性委員の登用率は20%台で推移しているが、男女の比率が一方に偏らないよう、関係所属に対して働きかける。	ア このまま継続、推進する 引き続き40%を目標値とし、女性の登用率を引き上げを図っていく。
29	男女共同参画を推進する団体の女性の人材育成情報の収集、提供	市民	人権男女共同参画室	○審議会等の委員改選にて、女性の人材情報を提供した。 審議会等への登用人数:9人	【成果・効果】 ・施策の策定や実施において女性の意見や視点を反映することができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
30	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性の積極的登用に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課	○労政だよりの発行の際に記事を掲載した。 ・不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル(3月掲載) 年4回発行(うち1回掲載)	【成果】 ・女性の積極的登用に関する情報発信により、企業の意識醸成につながった。	ア このまま継続、推進する 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。
31	女性職員の管理職への登用(管理職:課長級以上の職員)	市職員	人事課	○令和7年の実績値(15.6%)、達成率(78.0%) 部長級 総数 32人 うち女性 1人 次長級 総数 19人 うち女性 5人 課長級 総数 128人 うち女性 22人	【成果・効果】 【問題点とその要因】 ・昇任による課長級の男性職員の増加等により、前年を下回った。 ・令和6年度の実績値(16.6%)、達成率(83%)に対し、いずれも前年を下回っている。	ア このまま継続、推進する 管理職として必要な経験等を積ませる適材適所な人事配置を引き続き行い、目標値を達成できるよう引き続き女性登用を推進していく。

主要課題6 女性のエンパワーメントの推進						
施策の方向(10) 女性の人材育成						
取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の実施に対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
32	女性の人材育成及びエンパワーメントを図るための講座の開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、主催講座や派遣講座などを47回開催した。 ・男女共同参画講座 26回 (「女性のためのアマランス起業塾」、「初心者のための手作りマルシェ出展ストーリー」等) ・市民企画講座 2回 (「マルシェ先生のホンネのマルシェの話」等) ・地域講座 1回 (「茂木の女性活躍とXmasステンドグラスのオーナメントづくり」) ・派遣講座(一般) 18回 (「アンコンシャスバイアストレーニング」、「自分らしい生き方」等)	【成果・効果】 ・起業を目指す女性向けの講座やマルシェ出店までを実践的に学ぶ講座など、女性のチャレンジを支援する内容の講座を開催することで、女性の人材育成及びエンパワーメントを図ることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
33	女性職員のキャリアアップにつながる研修の開催	市職員	人事課 職員研修所	○女性職員だけを対象とはしていないが採用2年次、6年次、10年次職員を対象にキャリア形成研修を実施し、女性職員計78人が受講した。 (内訳) ・採用2年次職員:33人 ・採用6年次職員:24人 ・採用10年次職員:21人 ○外部の研修機関(国際文化アカデミー、長崎県市町職員研修センター)が主催する女性職員を対象としたリーダー育成研修の周知と募集を行い、職員1名が長崎県市町職員研修センター主催の「女性リーダー育成研修」に参加した。	【成果・効果】 ・キャリア形成研修により、これまでの経験を振り返ることで自己理解を深め、自分の強み・弱みの把握することができ、主体的に自分のキャリアを考える契機となった。 【問題点とその要因】 ・希望制の研修においては、受講希望者数が伸び悩む状況で、管理監督職への登用も見据えた職員のキャリア形成に対する意欲醸成について更なる取組みが必要である。	ア このまま継続、推進する 監督職になる前の女性職員をターゲットとした研修を実施し、監督職になる前の心構えややりがいについて先輩職員の講話等を実施する。
34	女性農業者が参加しやすい研修会等の開催	農業者	農林振興課	○JAと連携して「女性のための農業体験交流会」を初開催し、就農を希望する女性を対象として、先輩女性農業者を講師とした体験談の講話や意見交換、農業体験などを1回実施した。	【成果・効果】 ・3名の就農希望女性が参加し、就農に対する不安や疑問の解消、就農意欲の向上が図られた。 【問題点とその要因】 ・市公式LINEやJAの公式Instagramなどで参加者募集を行ったが、SNSのみの使用で周知期間も短かったため、想定していた参加者数(6名)が集まらなかった。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 十分な周知期間を確保するとともに、SNS以外の各種広報媒体(テレビ、インターネット、ホームページ、チラシ配布)なども組み合わせながら、事前の周知を強化し、自主的な取り組み参加を促す。
35	男女共同参画を推進する団体等への支援	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センター利用登録団体21団体が活動の拠点として利用できるよう、センター貸室の優先予約や減免措置、ロッカーの利用等の支援を行った。 ○登録団体が作成した会員募集等のポスターやチラシを男女共同参画推進センターに設置した。	【成果・効果】 ・男女共同参画推進センター利用登録団体に対し、センター貸室の優先予約や減免措置、ロッカー利用の支援を行うことにより、センターを利用しやすくし、男女共同参画推進のための活動を支援することができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
36	ながさき女性・団体ネットワークへの活動支援や女性団体等への情報の提供	男女共同参画に関する活動団体	人権男女共同参画室	○連絡会や総会の開催やアマランスフェスタへの参画などの活動機会を提供したほか、男女共同参画推進センターの貸室の優先予約や減免措置などを行った。また、男女共同参画のイベントなど様々な情報を提供した。 ○女性団体が主催、参画するイベント等のポスター・チラシを掲示・設置した。 ○ながさき女性・団体ネットワークと協力し、映画「女性の休日」感想会を開催した。	【成果・効果】 ・男女共同参画推進センターの貸室の優先予約や減免措置を行うことにより、センターを利用しやすくなり、男女共同参画に関するイベント等の情報を提供することで、男女共同参画推進のための活動を支援することができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する

施策の方向(11) 女性のチャレンジへの支援						
取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
37	就労や起業支援講座の開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、主催講座や派遣講座などを15回開催した。 ・男女共同参画講座 12回 (「女性のためのアマランス起業塾」、「初心者のための手作りマルシェ出店ストーリー」等) ・市民企画講座 1回 (「マルシェ先生のホンネのマルシェの話」) ・派遣講座(一般) 2回 (「接遇の基本と報告の仕方」等)	【成果・効果】 ・「女性のためのアマランス起業塾」では、起業の心構えや事業プランの作成などを具体的に教授することで、起業への意欲喚起ができた。「初心者のための手作りマルシェ出店ストーリー」では、出店までを実践的に学ぶことで参加者の出店等に対する意欲の向上につながった。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
38	漁業に従事する女性や女性団体に対しての市が開催する交流イベント等への参加の促進	漁業者	水産振興課	女性参加イベントの実施回数:0回	【成果・効果】 【問題点とその要因】 現在、女性漁業者が不在、また漁協女性部も1つの地域に存在するのみであり、施策を推進するにあたって取組を実施可能な者、団体がいない。	ウ その他(廃止) 現在、水産業の従事者が減少していることから、性別を問わず担い手を育成するための研修制度の充実や活動促進の取組みを進めていくため。
39	「長崎市労政だより」による企業、団体への女性のチャレンジへの支援に関する情報提供	事業者	産業雇用政策課	○労政だよりの発行の際に記事を掲載した。 ・就職活動・転職活動に役立つセミナー(12月掲載) ・令和7年度第5回ろうきょうオンラインセミナー(12月掲載) 年4回発行(うち1回掲載)	【成果】 ・女性のチャレンジへの支援に関する情報発信により、企業の意識醸成につながった。	ア このまま継続、推進する 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。

主要課題7 雇用の場等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

施策の方向(12) 多様な働き方ができる労働環境づくりの促進

取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の実組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
40	「長崎市労政だより」による企業、団体への一般事業主行動計画の策定促進、育休・休暇取得促進等に関する啓発	市民事業者	産業雇用政策課	○労政だよりの発行の際に記事を掲載した。 ・10月は「年次有給休暇所得促進期間」です(9月掲載) ・年末年始における「年次有給休暇取得促進」(12月掲載) ・年次有給休暇を活用して長崎県の魅力に触れよう！(3月掲載) 年4回発行(うち3回掲載)	【成果】 ・一般事業主行動計画の策定促進、育休・休暇取得促進等に関する情報発信により、企業の意識醸成につながった。	ア このまま継続、推進する 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。
41	男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所の表彰及び取組事例の紹介	市民事業者	人権男女共同参画室	○男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む8事業所を「長崎市男女イキイキ企業」として表彰した。 【令和7年度 表彰事業所】 株式会社前田商会 株式会社ディーエスブランド 株式会社システック井上 株式会社KIYO 株式会社Factory 九州ビルド株式会社 SCSKニアシオアシテムズ株式会社長崎開発センター 株式会社ペイロール 長崎BPOセンター	【成果・効果】 ・誰もが働きやすい職場環境づくりに取り組んでいる事業所を表彰し、その取り組みを市ホームページ等で広く紹介することで、市民や他の事業者の意識の醸成を図ることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する より多くの事業所からの応募を募るとともに、表彰事業所の取組みを広く市民や他の事業所へ周知できるよう、広報手法の工夫や関係部局との連携を図りながら事業を継続する。
42	長崎市職員ワークライフバランス推進計画の推進 ・時間外勤務の縮減 ・年次休暇の取得 ・仕事と生活の両立支援 ・女性職員の活躍推進	市職員	人事課	○時間外勤務の縮減 ・庶務事務システムを活用した勤怠管理の徹底 ・ノー残業デーの庁内放送等による注意喚起 ・長時間時間外勤務従事職員への健康診断、医師の面接指導の実施 ○年次休暇の取得 ・所属長による年間の業務計画の作成及び所属内での周知 ・時季指定による確実な年次休暇の取得促進通知 ・連続休暇等の取得促進 ○仕事と生活の両立支援 ・所属長に対するワークライフバランス実現に向けた研修の実施 ・育児・介護の制度等を紹介したハンドブックの作成・配布周知 ・在宅勤務、時差勤務制度の活用促進通知 ○女性職員の活躍躍進 ・初めて管理監督職になった職員に対する面談の実施	【成果・効果】 ○令和7年度実績 ・時間外勤務の縮減 年間360時間超の職員：7.3%(目標値：5%) ・年次休暇の取得 平均取得日数、取得率、：13.3日、66.7%(目標値：15日、75%) ・仕事と生活の両立支援 男性の産休取得率、取得日数：86.2%、5.4日(目標値：13%、5日) 育児休業取得率：(男性)64.7%、(女性)100%(目標値：(男性)85%、(女性)100%) ・女性職員の活躍躍進 一般事務職における管理職に占める女性職員の割合：15.6%(目標値：20%) 【問題点とその要因】 時間外の縮減については、R6年度に比べ0.1%減にとどまっているが、手数料改定等により業務量が増大したことが要因と考えられる。	ア このまま継続、推進する
43	ハラスメントのない職場づくりのための講座の実施	市民事業者	人権男女共同参画室	○企業や事業所を対象に男女共同参画推進センターの派遣講座として3回開催した。	【成果・効果】 ・各団体の要望に沿った講座を行うことで、それぞれの団体のハラスメント防止に対する意識の向上を図ることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
44	「長崎市労政だより」による企業、団体への各種ハラスメント等に関する啓発	事業所	産業雇用政策課	○労政だよりの発行の際に記事を掲載した。 ・労働災害防止を徹底し、労働者の安全・健康の確保を！(9月掲載) ・休日労働相談会(9月掲載) ・カスハラ防止措置が事業主の義務になります(12月掲載) 年4回発行(うち2回掲載)	【成果】 ・各種ハラスメントに関する情報発信により、企業の意識醸成につながった。	ア このまま継続、推進する 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。

取組 番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
45	市職員(新規採用職員や管理職等)へのハラスメント防止研修の開催	市職員	人事課 職員研修所	○階層別研修 新規採用職員、新任課長・課長補佐、新任係長・主任、新任幹部職員を対象にした「ハラスメント防止研修」を実施した。 ・新規採用職員: 令和7年4月2日実施 146人受講 ・新任課長・課長補佐: 令和7年4月8日時実施 24人受講 ・新任係長・主任: 令和7年4月15日 73人受講 ・新任幹部: 令和7年4月21日 34人受講 ○特別研修 全管理監督職及び係長級職員に対しハラスメント防止特別研修を実施し、678人が受講した。 ○eラーニングを活用した職員の自主的な研修受講や長崎県市町職員研修センター主催のハラスメント防止研修への派遣を実施した。	【成果・効果】 ・管理職のハラスメント防止に関する意識向上を図ることができた。また、新規採用職員に研修を行うことで、ハラスメント被害にあった際の対応や相談窓口について周知することができた。 【問題点とその要因】 ・毎年継続してハラスメント防止研修を開催しているものの、ハラスメントの基準に対し、個人ごとに認識の差があるため、ハラスメント被害が発生している。	ア このまま継続、推進する 今後もハラスメント防止に関する研修を継続して実施する。
46	外部の専門家で構成する調査等審議会の設置によるハラスメントに関する相談等	市職員	人事課	○市役所内部で対応困難な場合等に対処するため、外部の専門家で構成するハラスメント調査等審議会を設置している。 【令和7年度開催回数 0回】 ○ハラスメントに関する相談等に迅速かつ適切に対応するため、市の内外に専門相談員、内部相談員(常勤職員)、外部相談員(弁護士)を配置し、いつでも職員が相談できるような環境づくりを行っている。 【令和7年度ハラスメント相談件数】 内部相談員(市長部局)34件、外部相談員4件	【成果・効果】 ・4月に全庁宛に相談員及びハラスメント行為は懲戒処分になる旨の通知を送付、会計年度任用職員へハラスメント相談員に関するお知らせ配布、ハラスメントのアンケートを実施する等取組みを行い、相談しやすい環境を整えることができた。 【問題点】 ・相談件数が一定数あり、ハラスメント自体は減っていない。 【要因】 ・相談窓口の存在を多くの職員が認知したことで相談件数が増えている可能性もあるが、ハラスメント自体はなくなっていない。	ア このまま継続、推進する 職員からの相談に対し、今後も迅速に対応するため、改めて、アンケートの実施、研修や指導によりハラスメント防止に努める。
47	労働に関する相談に対しての各種相談機関の紹介	市民	人権男女共同参画室	○アマランス相談において、労働に関する相談を42件受けるとともに、他の相談機関に関する情報提供を行った。	【成果・効果】 ・情報提供を行うことで、相談者の支援につなげることができ、また相談機関の周知も図ることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
48	「長崎市労政だより」による企業、団体への雇用制度の周知、在宅ワークなどの情報発信	事業者	産業雇用政策課	○労政だよりの発行の際に記事を掲載した。 ・労働保険加入促進(12月掲載) ・不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル(3月掲載) 年4回発行(うち2回掲載)	【成果】 ・雇用制度の周知、在宅ワークなどに関する情報発信により、企業の意識醸成につながった。	ア このまま継続、推進する 年間を通して発信できるよう、今後も引き続き、国や県など関係団体との更なる連携を図り、関連する情報等を積極的に収集し、事業者への効果的な広報周知に努める。
49	勤務条件等について周知を図るための新任課長、新規採用職員研修の開催	市職員	人事課 職員研修所	○新規採用職員研修 「長崎市の勤務条件」についての講義を実施 令和7年4月2日実施 146人受講 令和7年9月1日実施 2人受講 令和7年10月1日実施 3人受講 令和7年12月1日実施 1人受講 令和8年1月5日実施 3人受講 ○新任課長・課長補佐研修 「労務管理」についての講義を実施 令和7年4月8日実施 24人受講	【成果・効果】 ・管理職就任時と新規採用時に本市の勤務条件を周知することができ、理解の促進が図られた。	ア このまま継続、推進する 今後も勤務条件等に関する研修を継続して実施する。
50	啓発紙等による労働や就業に関する法制度等の情報提供	市民 事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、同一労働同一賃金や男性の育休取得率、最低賃金など、労働や就業に関する法制度等に関する新聞記事を紹介した。	【成果・効果】 ・労働や就業に関する制度の最新情報を紹介することで、多様な進路選択や柔軟な働き方についての情報提供ができ、性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりにつなげることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する

施策の方向(13) ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透

取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の実施状況に対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
51	ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、主催講座や派遣講座などを18回開催した。 ・男女共同参画講座 11回 (「40代から考える親の介護と私の未来」等) ・市民企画講座 2回 (「やさしく始める相続と暮らしの備え」等) ・地域講座 2回 (「あぐりの丘で家族で自然遊び」等) ・派遣講座(一般) 3回 (「自分らしい生き方」等)	【成果・効果】 ・講話や体験を通し、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の醸成を図ることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する 世の中の動きやニーズを捉えたテーマの設定に一層注力するほか、過去に参加者が多かった講座を検証するなど、より多くの市民や事業者に参加してもらえるよう内容の検討を行う。
52	啓発紙等によるワーク・ライフ・バランスの情報発信	市民 事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターが発行しているアマランス通信Vol.242において「ワーク・ライフ・バランス」に関する記事と4コマ漫画を掲載した。 ○男女共同参画推進特集号(51号)に、令和7年度男女イキキ企業として表彰された8事業所及びその取組みを掲載した。	【成果・効果】 ・アマランス通信を男女共同参画推進センター内に掲示するとともにSNSで発信したことで、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を図ることができた。 ・広報紙に折り込むとともに様々な啓発機会に配布する男女共同参画推進特集号に表彰事業所の取組みを掲載することで、ワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組む事業所の独自の取組みなどを広く紹介することができ、企業や市民のワーク・ライフ・バランスについての意識の醸成を図ることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
53	女性農業者の経済的地位の確立のための家族経営協定の締結促進(労働時間の適正化、休日の取得促進、女性農業者の労働に対する適正評価の促進)	農業者	農林振興課	○主に補助制度活用者へ向け家族経営協定締結の促進に取り組んだ。	【成果・効果】 ・1家族が家族経営協定を締結し、労働時間や休日の取得などが明確になり、家庭と農業を両立していく体制が整った。 【問題点とその要因】 ・協定締結のメリットが感じづらいため、締結数が1家族のみとなっている。	ア このまま継続、推進する 県と連携のうえ農業者に関心を持ってもらうための周知方法や周知内容を工夫していく。
54	長崎市中小企業融資制度によるワーク・ライフ・バランスの取組みに対する経済的支援	事業者	商業振興課	○いきいき労働環境整備資金実績0件	【成果・効果】 ・実績、効果なし 【問題点とその要因】 ・利用の案内窓口である金融機関側の本制度の認知不足や他制度の優位性により、事業者への具体的提案がなされなかった。	ア このまま継続、推進する 本制度を利用してもらえるように、引き続き金融機関や商工会議所等の関係機関へ周知依頼を行う。また、今後は変動金利は上昇傾向が予測されるため、固定金利であることの強みをアピールする工夫をする。

施策の方向(14) 家庭における共同参画の促進と子育てや介護への支援

取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
55	長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」等による子育て家庭への情報発信	妊婦及び子育て家庭	こども政策課	○子育て応援情報サイト「イーカオ」のリニューアルを行った。 アクセス件数:586,866件 (令和6年度:382,765件)	【成果】 ・「イーカオ」における情報発信について、「見にくい」「わかりにくい」との意見が利用者から出ていたため、リニューアルを行い、見やすくなった、必要な情報が見つけやすくなったとの声が増えた。 【問題点とその要因】 ・一部のページでまだ「わかりにくい」という声があるため、改善する必要がある。要因としては、例えば「乳幼児健診」という表現だと「3歳児健診」が含まれるとわからないといった専門用語の難しさがあることが考えられる。	ア このまま継続、推進する
56	子どもや子育てに関する全般の問題についての相談対応	市民	子育てサポート課	○子ども、子育て家庭や関係機関から電話、面接(来所、訪問)、メール・LINE等であらゆる相談を受け、専門職が応じ、必要な支援につないだ。 相談件数:2,261 件 改善件数:2,049 件 改善率 : 90.6 %	【成果・効果】 ・気軽に相談しやすいLINEやメールを活用しながら、あらゆる相談に対応し、必要な家庭には専門職がアウトリーチによる支援を行い問題の軽減を図ることができた。 【問題点とその要因】 ・複雑かつ複合的な問題を抱え、多くの対応を必要とする家庭が増加しており、改善には時間を要する。	ア このまま継続、推進する さらなる相談対応のスキル向上を図るとともに、引き続き子どもや保護者及び関係機関からの相談への対応を強化する。
57	家庭で乳幼児を養育している保護者間の交流促進及び子育てに不安を持つ保護者への助言(お遊び教室の開催・子育て支援センターの設置)	就学前児童、保護者	子育てサポート課 こども政策課	○お遊び教室 乳幼児親子の集団遊びや保護者同士の交流・育児相談を目的として、引き続き地域の身近な場所で「お遊び教室」を開催し、子育て家庭の仲間づくりや育児に関する不安の軽減を図った。 お遊び教室開催箇所数、開催回数及び参加者数 33か所、393回、7,456人 ○子育て家庭が気軽に集まり、遊びや相談、情報交換などを行う場である子育て支援センターの運営団体に対し、助成を行った。 週6日型:14箇所(利用実績 87,526人、38,341組) 週3日型:3箇所(利用実績 1,291人、599組) 発達障害支援特化週6日型:1箇所(利用実績 8134人、3248組)	【成果・効果】 ・お遊び教室の今後の在り方を検討するため、子育て世帯やお遊び教室関係者へ向けてアンケートを行い、子育て世帯のニーズや各地区の課題を洗い出すことができた。 ・年間を通して、親子の交流を図るイベントを各子育て支援センターごとで工夫しながら行った。 ・子育て支援センターでは発達相談や栄養相談を月に1回程度の頻度で行っており、利用者からの相談は増えてきている。 【問題点とその要因】 ・子育てに不安を感じている保護者は多く、子育てを通した仲間づくりを推進する必要があるが、出生数の低下や0～2歳児の保育施設の利用率上昇により、お遊び教室の利用対象者が減少している。また、利用者のニーズが変化していることから、地区やイベント内容によって参加者数に差がある。 ・お遊び教室を担当する児童委員のアンケート結果からも参加者の減少及びニーズの変化が課題との声が多く上がっている。 ・少子化の影響や保育園への入所に伴い、利用者の減少が進んでいる。設置目標であった17区域に設置完了したため、今後は子育て支援センターの質の向上に向けた取組を行う必要がある。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 ・お遊び教室については、各地区ごとの開催場所・参加人数・スタッフ数等から、現在の開催状況が適切であるか検討を行う。
58	地域の中で一時的な子育ての助け合いを行う事業(ファミリー・サポート・センターの運営)	市民	子育てサポート課	○身近な地域における子育ての相互援助により子育てしやすい環境を整えるため、引き続きファミリー・サポート・センターながさを運営し、援助を受けたい者と援助した者をマッチングして相互援助活動を支援した。 また、他都市への実態調査を行いながら、ファミリー・サポート・センターの運営の在り方について検討した。 会員登録総数:2,287人 (内訳) おねがい会員:1,553人 まかせて会員: 648人 どっちも会員 : 86人	【成果・効果】 ・定期利用していた会員がこどもの進学等により利用機会が減少したことで、全体としては活動日数は減少したものの、出張登録会の開催やお遊び教室での広報活動により、会員数は増加している。 ・まかせて会員養成研修の講習内容に児童虐待防止の内容を加え、会員がさらに安心して活動できる環境づくりに取り組んだ。 【問題点とその要因】 ・地域によって登録している会員が少ない場所もあり、マッチングまでに時間を要することがある。 ・現会員が悩みを共有することができる場が少ない	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 地域の中で子育てを助け合う事業であり、各地域における会員(特にまかせて会員)の増加に努めるため、会員同士の交流会の実施や、まかせて会員増加の取組を行う。

取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
59	医療費自己負担額の一部助成(高校生世代までの児童を対象に、その保護者に対し、保険医療にかかる医療費自己負担の一部助成)	高校生世代までの児童	こども政策課	○保険診療にかかる患者負担から福祉医療費自己負担額(医療機関ごとに1日につき800円、ただし、ひと月につきその合計額が1,600円を超えときは、1,600円。調剤薬局は自己負担額なし。)を差し引いた金額を助成した。 中学生までは全ての対象者に対して現物給付、高校生世代については償還払いによる助成を行い、家計に占める医療費の負担軽減等を図っている。 助成件数 : 654,599件 うち中学生まで : 598,397件 高校生 : 56,202件	【成果・効果】 ・全ての対象者に対して医療費の助成を行った。 ・令和5年4月1日受診分から対象者を拡大し、新たに高校生世代について償還払いによる助成を行った。 【問題点とその要因】 ・高校生世代への助成については、一時的な医療費の支出による経済的負担や市への手続き負担により、現物給付化を求める声が上がっている。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 小学生、中学生は県の補助対象となっていないため、県に対して補助対象の拡大を求める。 高校生世代については、県において、償還払いで令和5年度から3年間試行的に実施し、その実績を基に令和7年度に制度の内容を検証していくこととされていたが、令和7年度中の実施状況を踏まえ、令和8年度に方針を示すこととされている。引き続き県に対して、現物給付での助成について要望する。
60	ひとり親家庭への支援(生活支援として相談や日常生活支援、経済的支援として母子父子寡婦福祉資金の貸付やひとり親家庭等への医療費の一部助成、就業支援として自立支援プログラムの策定や資格取得のための給付金の給付などによる支援)	ひとり親家庭	こども政策課	○ひとり親家庭への支援を行った。 母子父子・自立支援員の延相談件数 2,884件 日常生活支援の家庭生活支援員派遣時間 102時間 母子父子寡婦福祉資金の貸付件数 7件 医療費の一部助成件数 61,476件 自立支援プログラムの策定件数 31件 自立支援給付金等の支給件数 78件 ひとり親家庭養育費確保支援補助件数 34件	【成果・効果】 ・ひとり親家庭の生活上の様々な不安や支障が解消され、日常生活の安定につながった。 【問題点とその要因】 ・すべてのひとり親世帯の把握が困難であるため、支援が必要なひとり親世帯等へ支援が行き届いているか不明瞭である。	ア このまま継続、推進する 関係機関や関係部署等との連携を強化し、今後も継続して進めていく。
61	待機児童の解消及び認定こども園への移行の促進	就学前児童、保護者	幼児課	○入所希望者が利用希望する施設での入所調整を行った結果、待機児童が発生したため、利用希望施設以外の入所可能な他の保育所等の情報提供などを行った。 保育所待機児童数(4月1日):0人	【成果・効果】 ・国の定義による保育所待機児童数が0人となり、保育の量は一定確保できている。 ※国の定義とは、他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合には待機児童数には含めないなど国の保育所等利用待機児童数調査要領に基づく定義 【問題点とその要因】 ・年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っているものの、年度末に向けては待機児童が発生する状況となっている。 ・入所希望の地域や施設に偏り等があることがその要因となっている。	ア このまま継続、推進する 保護者のニーズ等を十分に見極めながら、保育の適正な量の確保に努めていく。
62	子どもの一時預かりに関する諸事業の充実(一時預かり事業・病児病後児保育事業・延長保育事業・子育て短期支援事業の実施)	児童	幼児課	○一時預かり事業 32箇所で開催し、利用児童数は延べ1,693人であった。 ※一時保育(保育所等の自主事業は44箇所で開催) ○病児病後児保育事業 各病児・病後児保育施設に統一した予約システムを導入し、延べ利用児童数は4,895人であった。 ○延長保育事業 122箇所(公立6、私立116)で実施した。	【成果・効果】 ・各病児・病後児保育施設に統一した予約システムを導入し、施設の空き状況をシステム上で把握することができ、いつでも予約申込みができる環境を整備したことで、利用者の利便性向上につながった。 【問題点とその要因】 ・令和6年度に「保育施設に付設する病児・病後児保育施設」を4施設増設して拡充を図っているものの、利用できなかった方がいる。 ・施設の受入体制等が整わなかったことがその要因となっている。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 令和6年度から実施している保育施設内での病児・病後児保育事業の検証を行ったうえで、必要な支援策を検討し、受け入れ体制の安定化を図る。
63	放課後児童クラブの設置及び促進	保護者	こどもみらい課	○子ども・子育て支援新制度に基づき、支援の単位(おおむね40人以下)ごとに、運営主体に対し、支援を行った。97クラブ・180支援 ○法人が設置する放課後児童クラブの施設整備に対し補助を実施した。1箇所	【成果】 ・小学校区ごとの放課後児童クラブの利用児童数を適切に見込み、運営の支援を行い、適正な量の確保を行うとともに、放課後児童クラブの運営が「長崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいた運営となるよう指導することで質の向上を行った。	ア このまま継続、推進する 「長崎市こども計画」に基づき、継続して推進を図る。

取組 番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
64	男性の家事・介護等への参画を推進するための父子のイベント等、男性向け講座の開催	市民(男性)	人権男女共同参画室 生涯学習企画課	○男女共同参画推進センターにおいて、主催講座や派遣講座などを4回開催した。 ・男女共同参画講座 2回 (「親子de打楽器のカホンを作ろう!」、「親子で参加! ワクワク! USA文化講座」) ・地域講座 1回 (「あぐりの丘で家族で自然遊び」) ・派遣講座 1回 (「パパママ育児～乳幼児期は人の育ちの土台です～」) ○男性料理教室「男性のための料理教室」を実施(南公民館) ・講座回数 1回 ・受講者数 6名 ○町立公民館講座「男の料理、お父さんの料理教室」を実施(南公民館) ・講座回数 3回 ・受講者数 延べ37名 ○春秋の公民館講座で男性限定料理講座「まかせて厨房」実施(西公民館) ・講座回数 12回 ・受講者数 延べ192人	【成果・効果】 ・男性が興味を持ちやすく、家事や育児への参画につながるような講座を企画したことにより、男女共同参画について意識の醸成を図ることができた。 ・受講対象を男性限定としたことで、「受講しやすかった」との声があった。また、「家事への意識が高まった」「自宅でも試してみたい」という感想もあり、学ぶ意欲を高めることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する 父子対象のイベント等については、父親と子どもの組み合わせに限らず、父親を含めた家族が参加できる講座を企画し、参加しやすい工夫を図るとともに、引き続き、父親の家事や育児への参画につながるような内容の講座を企画する。
65	介護家族を対象にした家族介護教室の開催	高齢者 介護家族	高齢者すこやか支援課	○家族等介護教室の開催 ・開催回数:39回 ・参加者数:393人(実人数)	【成果・効果】 ・70歳以上の方、女性の方の参加者が多い。 ・家族等介護教室をきっかけに家族介護者の交流の場が作られるようになっている。 【問題点とその要因】 ・60歳以下の現役世代や男性の参加が少ない。 ・平日の開催が多いが、高齢者サロンやその他の用事と重なり参加しづらい、開催数を増やしてほしいといった声も出ている。	ア このまま継続、推進する 様々な立場の介護者が参加できるように開催日時や開催方法の調整を行いながら継続する。

施策の方向(15) 地域における共同参画の促進

取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
66	地域における男女共同参画の促進のための講座開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、市内各地域に向向き、地域づくりのリーダーとして活躍する講師から学ぶお出かけ講座などの地域講座を2回開催した。	【成果・効果】 ・地域の特性を活かした内容や、地域づくりのリーダーとして活躍する講師からの女性活躍推進についての話により、効果的に男女共同参画に関する意識の醸成を図ることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する 今後も情報収集を行い、地域の特色を活かした男女共同参画に関する講座を企画していく。
67	市民活動センターの設置・運営(市民活動を行う個人又は団体の交流及び活動拠点)	市民	市民協働推進室	○市民活動団体の拠点として指定管理者による市民活動センターの運営や、市民活動に関する情報提供及び相談対応を行った。助成金の申請サポートや組織運営に関する相談のほか、SNS等を活用した情報発信など時代のニーズに合った事業展開が図られたほか、市民活動団体の担い手育成を目的とした若い世代が市民活動に触れる交流会を開催するとともに、市民活動団体や地域、行政などへアプローチを行い、様々な主体が交流し連携する流れが促進されている。 来場者数:6,632人(前年度比 ▲238人)	【成果・効果】 ・令和7年度は、市民活動センターの新たな取組みとして市民活動団体の最大の課題である資金調達に焦点を当てたものとして補助金・助成金合同説明会や相談会の開催、県内外の助成金情報を収集・分析したレポート作成、申請サポート等の取組みを実施した。 ・また、市民及び市民活動団体を対象とした研修会や講座の開催、SNSを活用した積極的な周知活動が進められるとともに、これまで構築したネットワークを活かし、若い世代の市民活動への参加促進を目的とした交流会を開催するなど、担い手育成の取組みも行った。 【問題点とその要因】 (問題点) ・市民活動センターの登録の更新を見合わせる団体等があり、登録団体数が減少している。 ・施設利用者数が減少傾向にある。 (要因) ・団体の高齢化等に伴う人材不足等により活動を停止、縮小している市民活動団体もある。 ・市民活動団体に対し、登録団体だからこそ利用できる設備やサービスなど、登録するメリットを伝えきれていない。 ・昨年開催されたながさきピース文化祭の終了にともない、年度後半にかけては文化・芸術分野で活動している市民活動団体の利用が伸び悩んだ。	ア このまま継続、推進する 指定管理者が有するノウハウを活かした交流事業等による市民活動団体同士の交流や連携強化をはじめ、団体の経営能力の強化や活動のPR支援など、時代のニーズに合った事業を実施することにより、市民活動センターの活性化を図る。
68	公民館におけるボランティアの養成及び活動支援	市民	生涯学習企画課	公民館(中央・東・西・南・北・滑石)支援ボランティア登録数:52人、ボランティア活動回数:195回、延べ参加者数:433人 ○スキルアップ講座などにより活動を支援(中央公民館) ・講座回数 1回 ・参加人数 13名 ○ボランティア企画講座(山歩き)により地域との連携を支援した(中央公民館) ・講座回数 1回 ・参加人数 6名 ○一時保育ボランティアの活動回数 6回(東公民館)	【成果・効果】 ・館外活動を行う講座において安全確認や誘導などを行うことで、受講者が安心して参加することができた。 ・受講者へのきめ細やかな支援ができた。 ・ボランティアによる幼児・児童への読み聞かせは、幼児・児童の情緒の健全育成につながっている。 【問題点とその要因】 ・ボランティア活動参加者の固定化、高齢化によるボランティア登録者数の減少。	ア このまま継続、推進する
69	地域活動や市民活動への参加促進	市民	自治振興課	○自治会未加入者に対する自治会加入促進を行った。 (活動支援) ・自治会加入促進キャンペーン参加自治会数:168自治会、配布グッズ数:延1,244個 ・事業者等との連携による転入者等へのチラシ配布・ポスター掲示:7,100枚(商工会議所5,500枚、勤労者サービスセンター1,600枚) ・大学等のオリエンテーション等におけるチラシ配布:820枚 ・公営住宅説明会での加入呼びかけ:19回 217世帯加入 ・ながさき型地域貢献企業等認定制度:認定数計32事業所 (自治会への経済的支援(事業への補助)) ・自治会集会所建設改修等補助金:41自治会 ・自治会広報掲示板補助金 :4自治会 ・防犯カメラ設置事業費補助金 :5自治会	【成果】 ・加入促進月間中の未加入者への加入促進の結果、143世帯の新規加入があった。 【問題点】 ・これまで様々な取り組みを継続して実施しているものの、各自治会の会員数は減少し、自治会の加入率は依然として減少傾向にある。 【要因】 ・高齢化のさらなる進展や単身世帯の増加など、社会を取り巻く状況が変化するなか、自治会においても役員の成り手不足や高齢化等により自治会業務の負担が大きくなり、自治会活動に支障をきたしている。	ア このまま継続、推進する 広く市民に、自治会活動の意義や必要性を周知することで、自治会への加入を促進する。 デジタルツールを活用した自治会運営を促進することで負担軽減を図る。 大学生など若い世代を対象とした自治会加入を促進する取組みを実施する。 ワークショップや講座を開催し、自治会の課題解決に取組む。

取組 番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
70	地域コミュニティ連絡協議会の設立や運営の支援	地域の各種 団体 市民	地域コミュニティ推進 室	○地域の話し合いの場を支援し、「まちづくり計画」を策定した地域コミュニティ連絡協議会が新たに4地区設立され、52地区となった。 ○協議会の設立の検討に至っていない地区について、「支援計画」に基づいて協議会の設立に向けた支援を行い、新たに5地区で地域コミュニティ連絡協議会設立準備委員会が立ち上がった。	【成果・効果】 ・地区内での団体間の連携が進み、様々な分野の課題解決や活性化に向けて取り組む地区が出てきている。 ・各種団体が連携したまちづくりの機運が高まった。 【問題点とその要因】 ・地域のまちづくりの取組みが広がっているものの、まとめ役となる団体や担い手が不足していることなどの地域の実情、特性などから協議会設立に向けての機運が高まっていない地区もある。	ア このまま継続、推進する 地域課題の抽出や解決に向けた取組みについて話し合う場の開催を通して、それぞれの地域に応じた「まちづくり計画」の策定を行い、「地域コミュニティ連絡協議会」の設立に向けて支援する。 協議会の設立の検討に至っていない地区について、各地区の実情に合わせて策定した「支援計画」に基づいて地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けた支援を寄り添いながら行う。
71	男女共同参画の推進に関するボランティアへの活動支援	市民	人権男女共同参画室	○令和7年度は男女共同参画の推進に関するボランティアの募集を行わなかった。	【成果・効果】 実績なし 【問題点とその要因】 ボランティア登録者の減少により、活動する人への負担が大きくなっている。	ウ その他(取組の見直し) ボランティアに限らず、地域で男女共同参画の推進に関する取組みを行う個人又は団体への支援を行う。

主要課題8 防災・復興における男女共同参画の推進						
施策の方向(16) 防災・復興への男女共同参画の視点の反映						
取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の実施に対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
72	地域防災計画への男女共同参画の視点の反映	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室	○長崎市地域防災計画の内容を検討する長崎市防災会議を令和8年3月に実施した。 ○長崎市防災会議の構成員については、構成団体に対して男女共同参画の視点を反映できるよう女性委員の推薦を検討していただくようお願いしている。 防災会議委員(55名)のうち、女性委員の数:10名 (女性比率:18.2%)	【成果】 ・長崎市地域防災計画修正にあたり、長崎市防災会議を開催し、女性委員の意見を伺う機会を設けることができた。 【問題点】 ・依然として女性委員の比率が40%未満となっていること。 (長崎市附属機関の設置等に関する基準の運用方針において、片方の性の委員の比率が40%未満にならないように配慮することが定められている) 【要因】 ・委員の構成については、専門性等の理由により、災害対策基本法及び長崎市防災会議条例に基づき、本市の部長など、特定の職を指定しているため。	ア このまま継続、推進する 委員構成について、引き続き検討するとともに、職が限定されない団体に対し、委員推薦依頼時に女性委員の推薦をお願いしていく。
73	地域における防災活動の中心となる市民防災リーダーの養成	市民	防災危機管理室	○令和7年12月14日、21日の2日間にわたり市民防災リーダー養成講習を実施した。 市民防災リーダー総数:1,361名	【成果】 ・21人を市民防災リーダーとして認定、そのうち女性1人を認定した。 【問題点】 ・昨年度と比べ女性の認定者数は減少しており、依然として女性の割合が少ない。 【要因】 ・防災活動に対して、避難者の搬送など力仕事が必要な活動があることから、男性に比べ女性が担うことが難しいと思われることが要因の一つとして考えられる。	ア このまま継続、推進する 今後とも、避難所運営など女性視点での防災活動の必要性を周知し、地域から女性のリーダーを推薦していただけるよう促し、防災リーダーへのステップアップの促進に取り組む。
74	男女共同参画の視点を反映させた避難所の運営等の推進	関係課	防災危機管理室 人権男女共同参画室	○授乳等が行えるスペースが確保できる避難所を調査し、ホームページで公開した。	【成果】 ・災害発生時に避難所に避難するにあたり、HPで開設状況と合わせて授乳スペースが確保されている避難所の表示をしているため、乳幼児を抱える世帯に有益な情報が提供できている。 【問題点】 ・一部の指定避難所では、授乳スペースが確保されていない 【要因】 ・プライバシー確保のためのスペースは、避難所によっては避難スペースが限られるため。	ア このまま継続、推進する 今後も、男女の視点を反映させたいと、備蓄品購入の検討や、避難所運営に努めていく。
75	被災時における性暴力・DV被害防止等に関する情報発信、相談体制の整備	市民	人権男女共同参画室	○大規模災害時に全国の男女センター及び男女共同参画課を結ぶ相互支援ネットワークに参加し、大規模災害発生時だけでなく、平常時においても情報交換などを通じて、被災地や被災地外の情報を共有し、つながりをもった。	【成果・効果】 ・被災地の状況や女性のニーズ等について、リアルタイムで情報の把握、共有ができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する

推進目標Ⅲ男女共同参画社会の形成を阻害する暴力を許さない環境づくり

主要課題9 男女間における暴力の根絶

施策の方向(17) DV(配偶者等からの暴力)対策の推進

取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の実施状況に対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
76	DVに関する正しい理解のための講座の開催	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターにおいて、「DV根絶のための連続講座」を開催し、NPO法人DV防止ながさき、警察、弁護士、大学准教授など専門家を講師に迎え、DVに関する正しい知識を深めてもらうための啓発を行った。	【成果・効果】 ・講座に参加した市民や支援者に対し、DVの現状やDV対策、支援の在り方等について最新の知識を伝えることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
77	啓発物やホームページ等によるDVに関する正しい理解と認識の促進のための情報発信	市民	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センター発行「アマランス通信」Vol.241において「女性に対する暴力をなくす運動」の記事を掲載した。 ○内閣府作成の「令和7年度 若年層への性暴力被害予防月間」のポスター掲示(4月) ○「女性に対する暴力をなくす運動」期間中に眼鏡橋、袋橋及び稲佐山山頂電波塔をシンボルカラーの紫色にライトアップした。	【成果・効果】 ・女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせて情報紙を発行したり、運動のシンボルカラーのライトアップを行うことで、DVに対する正しい理解と認識について効果的に啓発することができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する
78	DV未然防止のための若年層への予防啓発講座(デートDV防止授業)の開催	生徒及び教職員	人権男女共同参画室 学校教育課	○「デートDV防止授業」25回開催 (内訳) 市立中学校19校 : 20回 私立・県立中学校1校 : 1回 高等学校4校 : 4回	【成果・効果】 ・令和6年度と同様、過去最高の実施数であり、本授業の認知と需要が高まっていると考えられる。デートDVの実態及び防止に関して、若年層に広く周知することができた。 【問題点とその要因】 認知度は高まってきているものの、市立中学校においては、実施率が36校中19校と5割程度にとどまっている。	ア このまま継続、推進する 今後も引き続き、教育委員会、NPO法人等の関係機関と協力し、全中学校での実施を呼びかける。
79	相談員の資質向上及び心理的ケア(ケース会議の開催、DV対策等の関係会議への参加)	相談員	人権男女共同参画室	○ケース会議の開催 アマランス相談においてケース会議を定期的に開催し、相談員と職員で相談事例の情報共有や業務改善等について協議を行った。 実施回数: 5回 ○DV対策等の関係会議への参加 県下の配偶者暴力相談支援センターネットワーク会議(年2回)等に参加し情報交換・共有を行うとともに、国の研修を受講し相談員の資質向上に努めた。 ○総務課の法務担当主幹を招いて相談事例についての法的助言等を受けた。	【成果・効果】 ・相談員間での相談事例の共有や研修等への参加により、資質向上に努めることができた。また、関係機関の会議に参加することにより情報共有や連携強化を図ることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する ケース会議に関しては、今後も月1回の開催に拘らず、必要時にわずかな時間でも集まり情報共有等を行うようにしていく。 また、今後も、関係機関との会議や研修会等への参加を積極的に行っていく。
80	DV被害者支援連絡会議の運営	関係部局	人権男女共同参画室	○庁内の関係課の職員を対象にDV被害者支援連絡会議研修会を開催し、DV被害者の自立支援について学んだ。 参加者: 連絡会議委員所属33名	【成果・効果】 ・DV加害者更生プログラムの必要性とその概要について外部講師に講義を行っていただき、DV加害者へ関わり方や被害者支援の一環としての更生プログラムについての理解を深めることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する 今後も引き続き研修会を開催していく。研修会の実施のみではなく、DV被害者に対する適切な支援などについて、委員所属課へ適宜情報提供を行う。
81	DV被害者が一時的に使用するための市営住宅(目的外使用の住戸)の確保	DV被害者	建築総務課	○DV等の一時的な避難が必要な方を対象とする市営住宅(目的外使用)を6戸程度確保している。 実績: 2世帯	【成果・効果】 ・迅速な対応により更なる被害を防ぐことができた。 ・緊急時における安全な避難場所を確保できている。 ・全ての被害者の方が1年以内に退去できていることからDV被害からの脱却に向けた時間的余裕も確保できている。	ア このまま継続、推進する

取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
82	DVIに関する相談(アマランス相談)	市民	人権男女共同参画室	○DVIに関する相談の実施 一般相談 年末年始を除く毎日 (10:00～12:00 13:00～16:00) 水曜日夜間電話相談(18:00～20:00) DV相談:157件 弁護士による法律相談 祝日を除く毎週金曜日(13:00～16:00) 臨床心理士による心の健康相談 月2回(13:00～16:00)	【成果・効果】 ・年末年始を除き毎日相談を受けており、DVなどによる精神的ストレスの軽減や問題解決に向けたアドバイス等を行った。 【問題点とその要因】 アマランス相談の周知については、市のホームページや広報紙に情報を掲載するとともに、庁内外の関係所属窓口や地域センター、子育て支援センター、市民が利用する機会が多い市庁舎内1・2Fの女性用トイレや多目的トイレへの相談カードの設置を行っているものの、アマランス相談を知らないと回答した人の割合が約6割となっている。 (令和7年度市民意識調査「アマランス相談」を知っている人の割合37.1%)	ア このまま継続、推進する 相談を必要とする市民に対し、今後も継続して相談支援を実施する。また、相談窓口の周知については、市民が多く集まるイベント等で相談ポケットティッシュの配布等を行うほか、カードやチラシの設置場所を拡大しさらなる周知を図る。
83	一般相談、法律相談(市民相談)	市民	自治振興課	○相談員による一般相談 【月～金(8:45～17:30)】 延相談件数: 4,543 件 ○弁護士による無料法律相談 【月・火・木(13:00～16:00)】 延相談件数: 385 件 令和7年度から法律のオンライン相談を実施	【成果・効果】 ・オンライン相談ができる環境を整えたことで相談できる方法が広がった。 【問題点とその要因】 ・オンライン相談の申込みは複数件あったものの、事前聞き取りの結果、対面相談が適していたことなどから、対面相談に変更されたため、オンライン相談の実績はない。	ア このまま継続、推進する 今後も現在の相談体制を維持するとともに、相談窓口の更なる周知を図っていく。また、オンライン相談についても、相談の内容に応じて柔軟に取り組んでいく。
84	DV被害者のうち支援措置対象者にかかる住所情報を加害者に知られないようにする措置(住民基本台帳の閲覧制限及び住民票と戸籍の附票等の交付制限)	DV被害者	住民情報課	○DV等の被害者のうち、生活の安全を確保するため、住居にかかる情報を加害者に知られないよう保護する支援措置を実施した。 長崎市在住支援措置申出者:203名 (うちDV被害者:115名)	【成果・効果】 ・支援措置を必要とするDV被害者の生活の安全の確保につながった。	ア このまま継続、推進する 支援措置対象者数での成果は図りにくいいため、今後も関係部局との協力体制の整備を行うとともに、支援体制の強化を図っていく。
85	DV被害者支援のための警察、司法機関、民間団体、県などとの連携・協力	関係機関	人権男女共同参画室	○県南地区女性相談関係意見交換会や県犯罪被害者支援連絡協議会において、警察、法テラス、社会福祉協議会、民間団体などと情報交換を行った。	【成果・効果】 ・令和8年1月から本格運用が開始された犯罪被害者等支援弁護士制度の説明や具体的な事例についての情報共有ができた。 ・各相談窓口の情報提供が行われており、相談内容に応じて、より適切な関係機関を案内できる体制が構築され、緊急時等に迅速な対応をすることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する 今後も関係機関との会議や研修などの積極的に参加し、情報収集を図るとともに、連携・協力体制を強化する。
86	高齢者の配偶者及び子どもなどの養護者からの虐待防止のための市及び地域包括支援センターにおける相談対応及び緊急避難としての施設入所措置	高齢者	高齢者すこやか支援課	○地域包括支援センターにおける相談対応件数 1,512件 ○虐待措置件数 3 件	【成果】 ・相談・通報後は、市及び地域包括支援センターによる速やかな介入支援を行い、施設入所措置を3件行う等、高齢者の緊急保護を行った。 【問題点とその要因】 ・徐々にエスカレートして虐待に至ることも多いため、周囲の関係者と当事者として虐待への認識が異なり、当事者から支援への同意がなかなか得られず、支援が遅れることがある。	ア このまま継続、推進する 支援関係者間で連携しながら高齢者及び養護者を支援し、緊急時には保護を速やかに行う。
87	高齢者虐待防止や認知症高齢者対応などの研修の実施及び指導・支援	関係機関	高齢者すこやか支援課	○高齢者虐待及び認知症等に関する研修会の参加者数 1,185人	【成果】 ・令和6年度より長崎市権利擁護・成年後見支援センターを設置したことにより、研修や講座等の啓発の場を大きく増やすことができた。 ・市主催の研修会においては、ハイブリッド形式で行うことで、事業所単位で受講することができ、より多くの関係者に学んでもらうことができた。 【問題点とその要因】 ・研修対象者である高齢者虐待や認知症高齢者の関係機関は多岐に渡るため、全ての関係機関に参加してもらうことは難しい。	ア このまま継続、推進する 研修を開催するだけでなく、講師派遣という形でも関係機関への支援を行う。

取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
88	長崎市障害者虐待防止センターの適切な運営(障害者虐待に関する通報・相談の受け付け、事実確認及び個別のケースに応じた適切な支援の実施)	障害者等	障害福祉課	○障害者虐待防止に関して、基幹相談支援センター及び障害福祉課内に設置している「障害者虐待防止センター」において、通報・相談を受け付け、事実確認を行うとともに、個別のケースに応じた支援、対応を行った。 通報・相談受付件数:41件	【成果・効果】 ・相談があった場合、早急に協議を行い、関係機関との調整・対応につとめることができた。 【問題点とその要因】 ・当課以外の関係機関との協議や研修を行うためのネットワークの仕組みがない。	イ 事業の内容や手法の調整や改善が必要 ・障害者虐待防止センターの運営を通じ、引き続き障害者虐待の未然防止及び早期発見に努める。 ・当課以外の関係機関とのネットワークをつくり、協議の場及び研修の機会の創出に努める。
89	配偶者暴力相談支援センターと児童虐待担当部局等との連携強化	関係部局 関係機関	人権男女共同参画室 子育てサポート課	○配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談の中で子どもへの虐待等の影響が及んでいる可能性のあるものについて、児童虐待担当部局等へ情報共有を行った。また、支援のつなぎが必要な場合は関係窓口へ同行する等の支援を行った。 ○子どもへの虐待相談の中でDV被害が影響しているものについて、配偶者暴力相談支援センターへ情報共有を行った。	【成果・効果】 ・情報共有を行ったり、必要に応じてそれぞれDV相談や虐待相談に繋げることで、切れ目のない支援ができた。 【問題点とその要因】 ・匿名相談や、支援の了承を得ず情報提供を受けることもあるため、すべての事例について連携が図られているとは限らない。	ア このまま継続、推進する 引き続き連携のあり方を工夫し、状況に応じて両機関の相談員も同席するなど切れ目のない支援体制を構築する。

施策の方向(18) セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進

取組番号	具体的な取組内容	対 象	所管課	令和7年度の事業実施状況	令和7年度の取組みに対する所管課コメント (成果及び問題点とその要因)	方針
90	セクシュアル・ハラスメント等の啓発講座の開催	市民 事業者	人権男女共同参画室	○男女共同参画推進センターの派遣講座として、16回開催した。 LGBTQとハラスメント防止:8回 (内訳) 小学校:6回 中学校:2回 派遣講座(一般):8回 (内訳) 自分を守るワークショップ:5回 職場のハラスメント対策:3回	【成果・効果】 ・小中学生や教職員、事業所等に対し、ハラスメント防止に対する意識の向上を図ることができた。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する 引き続き、学校や事業所等のハラスメント予防啓発のため、派遣講座の活用を、市立学校への文書やフェイスブックやインスタグラムなどで周知する。
91	セクシャル・ハラスメント等に関する相談	市民	人権男女共同参画室	○アマランス相談の一般相談として、セクシュアル・ハラスメントに関する相談を4件受付けた。	【成果・効果】 ・年末年始を除き毎日相談を受けており、セクシャル・ハラスメント等による精神的ストレスの軽減や問題解決に向けたアドバイス等を行った。 【問題点とその要因】 特になし	ア このまま継続、推進する